

# 福島県地域公共交通活性化協議会諸規程の改正（案）

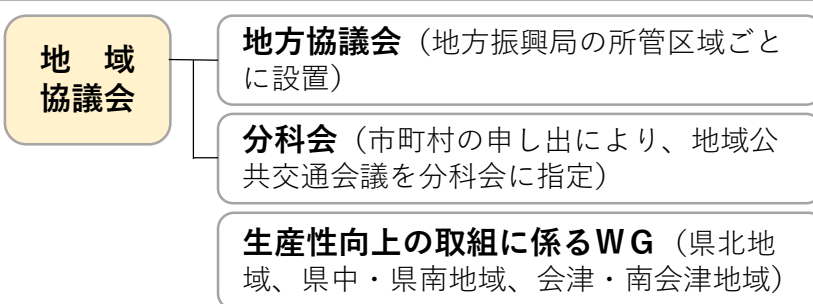
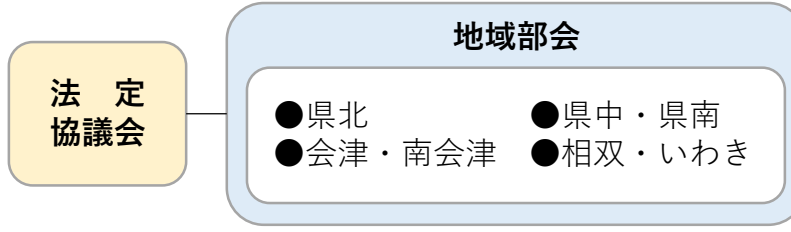
## 1 改正趣旨

- (1) **福島県地域公共交通活性化協議会**（以下「法定協議会」という。）は、「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**」に基づき、**地域公共交通計画**（以下「計画」という。）の作成等の協議や、**計画に位置付けられた事業の実施に関する業務**を行うこととしています。
- (2) 法定協議会のほかに、生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりや、**乗合バスの国庫補助を受けるために必要な計画の作成等を行うため、道路運送法施行規則**に基づく地域協議会である「**福島県生活交通対策協議会**」を設置しています。  
(H12年度～)
- (3) 令和7年事業年度（R6年10月～）以降、乗合バスの国庫補助と計画が連動化され、乗合バスの国庫補助申請は法定協議会で行うことに伴い、**法定協議会に、福島県生活交通対策協議会の役割等を付与**するため、諸規程の改定を行うものです。

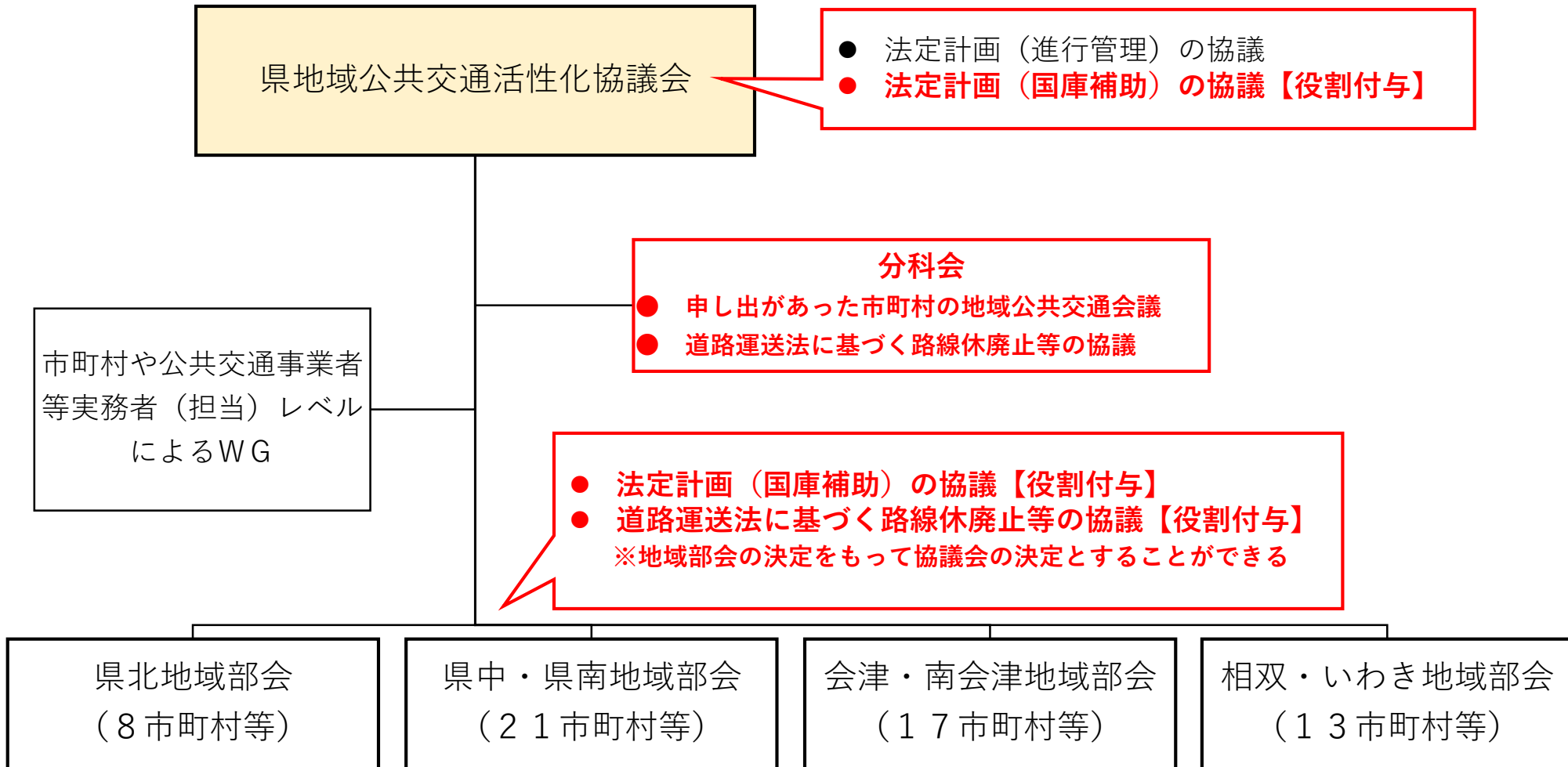
## 2 改正概要

別紙「新旧対照表」のとおり。

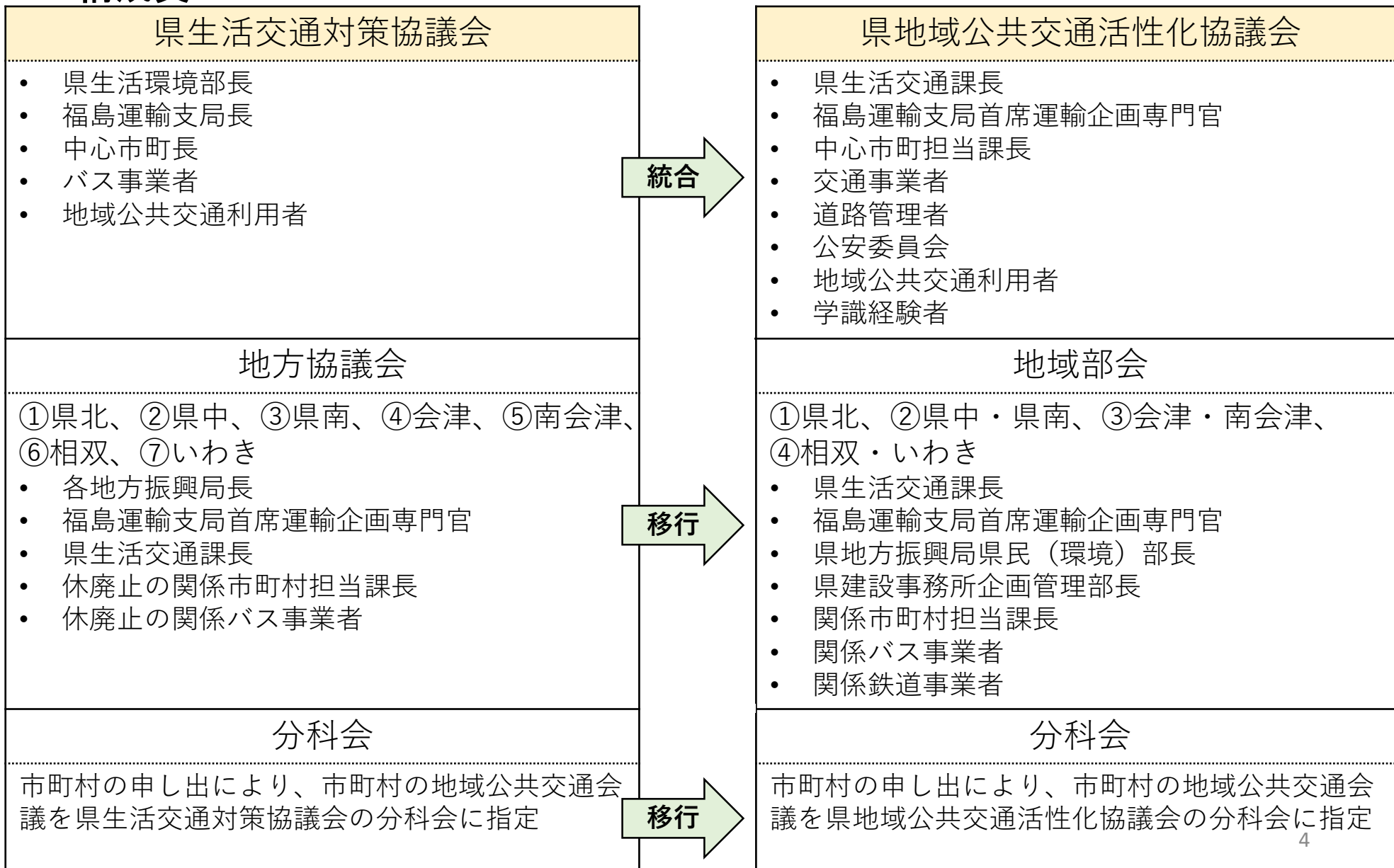
## 3 福島県生活交通対策協議会と福島県地域公共交通活性化協議会の違い

	県生活交通対策協議会	県地域公共交通活性化協議会
根拠法令等	道路運送法施行規則第15条の4第2号 (地域協議会)	地域交通法第6条 (法定協議会)
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活交通の確保を目的として都道府県ごとに設置され、生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりや、生活交通在り方一般について協議を行う場</li> <li>国庫補助を受けるに当たり、必要な計画の策定及び協議を行う場</li> </ul>	地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適かつ持続的な在り方について総合的に検討、合意形成を行い、合意形成された取組を実施するため、各主体間の意見調整を図る場
組織図	 <p>地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方協議会 (地方振興局の所管区域ごとに設置)</li> <li>分科会 (市町村の申し出により、地域公共交通会議を分科会に指定)</li> <li>生産性向上の取組に係るWG (県北地域、県中・県南地域、会津・南会津地域)</li> </ul>	 <p>法定協議会</p> <p>地域部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県北</li> <li>● 会津・南会津</li> <li>● 県中・県南</li> <li>● 相双・いわき</li> </ul>
構成員	地域協議会を主催する都道府県、市町村、地方運輸局の局長又はその他指名する者、一般旅客自動車運送事業者、その他協議会が必要と認める者	計画を策定しようとする地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者、公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者、その他当該地方公共団体が必要と認める者
協議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関する協議</li> <li>その他、生活交通の確保について必要な協議</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画の作成、変更に関する協議</li> <li>計画の実施に係る連絡調整</li> <li>計画に位置付けられた事業の実施</li> </ol>

## 4 福島県地域公共交通活性化協議会の組織図（改正後）



## 5 構成員



福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議をする<u>とともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保に関し必要な協議をする</u>ため設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること</p> <p>(4) <u>具体的なバス路線等に関する生活交通の確保に関すること</u></p> <p>(5) <u>乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議をするため設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと</p>

福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条</p> <p>～</p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第6条</p> <p>(地域部会)</p> <p>第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域部会を設置することができる。</p> <p>2 <u>協議会は、その定めるところにより、地域部会の協議結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。</u></p> <p>3 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。</p> <p><u>(地域公共交通会議)</u></p> <p>第8条 <u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省第75条)第4条第2項に規定する地域公共交通会議について、協議会は、その定めるところにより協議会の分科会とすることができる。</u></p>	<p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条</p> <p>～</p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第6条</p> <p>(地域部会)</p> <p>第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域部会を設置することができる。</p> <p>2 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。</p> <p>(新設)</p>

福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>2 協議会は、前項の規定にかかわらず、地域公共交通会議の協議結果を最大限に尊重し、第2条第4号及び第5項に掲げる事項について、協議・調整を行うものとする。</u></p> <p>(事務局) 第<u>9</u>条 (略)</p> <p>(財務に関する事項) 第<u>10</u>条 (略)</p> <p>(監事及び監査) 第<u>11</u>条 (略)</p> <p>(協議会が解散した場合の措置) 第<u>12</u>条 (略)</p>	<p>(事務局) 第<u>8</u>条 (略)</p> <p>(財務に関する事項) 第<u>9</u>条 (略)</p> <p>(監事及び監査) 第<u>10</u>条 (略)</p> <p>(協議会が解散した場合の措置) 第<u>11</u>条 (略)</p>



福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>    附 則 (略)</p> <p>    <u>附 則</u></p> <p>    1 <u>この設置要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p> <p>    2 <u>福島県生活交通対策協議会設置要綱(平成13年2月20日施行)は、廃止する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>    附 則 (略)</p>

## 福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱（案）

### （趣旨）

第1条 福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議をするとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関し必要な協議をするため設置する。

### （事業）

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 具体的なバス路線等に関する生活交通の確保に関すること
- (5) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

### （協議会の構成員）

第3条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。
- 3 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

### （協議会の運営）

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域部会)

第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域部会を設置することができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、地域部会の協議結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。
- 3 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(地方公共交通会議)

第8条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省第75条）第4条第2項に規定する地域公共交通会議について、協議会は、その定めるところにより協議会の分科会とすることができる。

- 2 協議会は、前項の規定にかかわらず、地域公共交通会議の協議結果を最大限尊重し、第2条第4号及び第5号に掲げる事項について協議・調整を行うものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は福島県生活環境部生活交通課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第11条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から30日以内をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この設置要綱は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この設置要綱の施行後最初に就任する委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、令和8(2026)年3月31日までとする。

附 則

この設置要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

- 1 この設置要綱は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 福島県生活交通対策協議会設置要綱(平成13年2月20日施行)は、廃止する。



福島県地域公共交通活性化協議会地域部会 設置要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>6</u> 地域部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は地域部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>7</u> <u>地域部会において協議した結果は、福島県地域公共交通活性化協議会の協議結果とすることができる。</u></p> <p><u>8</u> 前各項に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(その他) 第7条(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この設置要領は、令和6年3月21日から施行する。</u></p>	<p><u>6</u> 前各項に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(その他) 第7条(略)</p> <p>附 則 (略)</p>

## 福島県地域公共交通活性化協議会地域部会 設置要領（案）

### （趣旨）

第1条 地域の実情に応じた協議等を行うため、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき、地域部会を設置する。

### （組織）

第2条 地域部会は、次に掲げるものとする。

- (1) 県北地域部会
- (2) 県中・県南地域部会
- (3) 会津・南会津地域部会
- (4) 相双・いわき地域部会

### （事業）

第3条 地域部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福島県地域公共交通計画に関する協議等全般
- (2) 乗合バスの路線退出等に伴う協議等全般
- (3) 前号に掲げるもののほか、地域部会の目的を達成するために必要なこと。

### （地域部会の構成員）

第4条 地域部会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 地域部会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 地域部会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。

### （地域部会の運営）

第6条 地域部会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 地域部会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 地域部会は、会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により開催することができる。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 地域部会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 地域部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は地域部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 地域部会において協議した結果は、福島県地域公共交通活性化協議会の協議結果とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この設置要領に定めるもののほか、地域部会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この設置要領は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この設置要領の施行後最初に就任する委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、令和8（2026）年3月31日までとする。

附 則

この設置要領は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年3月21日から施行する。



福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(路線の休廃止の意向の申出)</p> <p>第2条 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）は、福島県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2第1項の規定に基づく6月前（第6条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前）までの届出に先だて、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第1号）により協議会の会長へ申し出るものとする。ただし、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 休止又は廃止しようとする路線</p> <p>(3) 休止又は廃止の予定日</p> <p>(4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間</p> <p>(5) 休止又は廃止を必要とする理由</p> <p>2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 当該バス事業者の現況</p> <p>ア 輸送量（過去3年間の実績）</p> <p>イ 経営状況（過去3年間の損益の状況、原価の概要等）</p> <p>(2) 協議対象路線の現況</p> <p>ア 輸送量（過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等）</p> <p>イ 運行状況（運行回数、運行時刻の概要等）</p> <p>ウ 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）</p> <p>エ 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>3 バス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、路線廃止の是非、廃止代替措置及び休廃止予定日等について事前協議を行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及びバス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書（様式第2号）を添付するものとする。</p> <p>5 バス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。</p> <p>（事業の休廃止の意向の申出）</p> <p>第3条 バス事業者は、福島県内の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法第38条第2項の規定に基づく6月前（第6条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前）までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第3号）により協議会の会長へ申し出るものとし、協議会で生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。ただし、道路運送法施行規則第25条第2項で準用する第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域</p> <p>(3) 休止又は廃止の予定日</p> <p>(4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間</p> <p>(5) 休止又は廃止を必要とする理由</p> <p>2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の申出について準用する。</p>	

新	旧
<p>(代替輸送サービスの内容を変更する旨の申出)</p> <p>第4条 代替輸送サービス(協議会の決定に基づき実施している輸送サービスをいう。以下同じ。)を提供している事業者(以下「代替輸送サービス事業者」という。)が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の6月前(第6条第3項に規定する場合にあっては、30日前)に先だって、又は代替輸送サービスを提供している市町村長が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の30日前に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第4号)により協議会の会長へ申し出るものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 変更しようとする代替輸送サービスの内容(新旧の対照を明示すること。)</p> <p>(3) 変更の予定日</p> <p>(4) 変更を必要とする理由</p> <p>2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 協議対象路線の現況</p> <p>ア 輸送量(過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)</p> <p>イ 運行状況(運行回数、運行時刻の概要等)</p> <p>ウ 収支状況(過去3年間の営業収支実績等)</p> <p>3 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、変更しようとするサービスの内容、変更予定日等の事前協議を行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及び代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。</p> <p>5 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(地域部会の開催等)</p> <p>第5条 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項の規定による申出があったとき、又は必要に応じて、地域部会を開催することができる。</p> <p>2 地域部会は、会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により開催することができる。</p> <p>3 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項の規定による申出にかかる路線又は事業が、複数の地域部会に関わるときは、関係する地域部会が合同で開催することができる。</p> <p>4 前3項に基づき開催された地域部会において協議した結果は、協議会の協議結果とすることができる。</p> <p>5 この要領に定めるもののほか、地域部会に関して必要な事項は、協議会の会長が別に定める。</p> <p>(関係市町村とバス事業者等で事前協議又は調整が調った場合の地域部会の特例)</p> <p>第6条 第2条第3項、第3条第2項及び第4条第3項に基づき、関係市町村長とバス事業者又は代替輸送サービス事業者の間で事前協議が調い、協議結果報告書を協議会の会長へ提出したときは、地域部会の会長が事前協議結果の内容を適当であると認めるときは、事前協議結果をもって地域部会の協議結果とすることができる。</p> <p>2 代替輸送サービスを提供している市町村長が、その代替輸送サービスの内容を変更しようとする場合で、第4条第1項の規定に基づく申出の内容について、地域部会の会長が適当であると認めるときは、当該内容をもって、地域部会の協議結果とすることができる。複数市町村が共同運行している場合で、関係市町村間で事前協議が調ったときも同様とする。</p> <p>3 前条第3項の規定は、前2項の規定に準用する。</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(書類の提出等)</p> <p>第7条 協議会及び地域部会の会長は、会議運営上必要があるときは、各構成員に対して書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 協議会及び地域部会の会長は、関係事業者（代替運行希望事業者を含む。）に対して生活交通の確保に関する協議を進めるうえで必要と認められる情報についての開示及び説明を求めることができる。</p> <p>(協議結果の尊重等)</p> <p>第8条 協議会及び地域部会の構成員は、協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項を実施するものとする。</p> <p>2 協議会及び地域部会において、路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調わない場合には、届出どおりにバス事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げるものではない。</p> <p>(県境路線の取扱い)</p> <p>第9条 隣接する県にまたがる県境路線の取扱いについては、福島県生活環境部生活交通課が関係県と調整のうえ、別に定める。</p> <p>(地域公共交通会議の協議結果の取扱い等)</p> <p>第10条 要綱第8条第1項の規定により、地域公共交通会議を協議会の分科会にしようとするときは、地域公共交通会議の主宰者は協議会の会長へ申出書（様式第5号）を提出するものとする。</p> <p>2 前項の申出内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、分科会とした旨を速やかに関係する地域部会の会長へ通知するものとする。</p> <p>3 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、第1項による申出書の内容に変更があったときは、速やかに協議会の会長へ報告するものとする（様式第6号）。</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>4 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めるときは、速やかに関係する地域部会の会長へ通知するものとする。</p> <p>5 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項の規定による申出があったときは、速やかに関係する協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者へ様式第7号により通知する。</p> <p>6 協議会の分科会とされた地域公共交通会議において、路線の休廃止の協議が調ったときは、地域部会において協議が調ったものとみなす。</p> <p>7 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、その協議が調ったときは、協議会の会長へ報告するものとする（様式第8号）。</p> <p>8 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めるときは、協議会の協議結果とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p>2 福島県生活交通対策協議会運営要領（平成13年7月13日施行）は、廃止する。</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧														
<p>(様式第1号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">(代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">乗合バス路線の休廃止の申出書</p> <p>福島県内の乗合バス路線を（休止・廃止）したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 休止又は廃止しようとする路線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">路線名</th> <th style="width: 10%;">起点</th> <th style="width: 15%;">主な経由地</th> <th style="width: 10%;">終点</th> <th style="width: 10%;">キロ程</th> <th style="width: 10%;">運行回数</th> <th style="width: 10%;">平均乗車 密 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休止又は廃止の予定日</p> <p>3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間</p> <p>4 休止又は廃止を必要とする理由</p> <p>5 路線図及び参考資料</p> <p>別紙のとおり</p>	路線名	起点	主な経由地	終点	キロ程	運行回数	平均乗車 密 度								
路線名	起点	主な経由地	終点	キロ程	運行回数	平均乗車 密 度									

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第2号)</p> <p>乗合バス路線（事業）の休廃止にかかる事前協議結果報告書</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第2条第3項の規定に基づき、事前協議を行い協議が調いましたので下記のとおり報告します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前協議事項</li> <li>2 事前協議関係者</li> <li>3 事前協議の実施日時・場所</li> <li>4 事前協議結果</li> <li>5 その他（特記事項、参考意見）</li> </ol> <p>年 月 日</p> <p>市町村長名</p> <p>事業者の氏名又は名称</p>	



福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第3号)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">(代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">乗合バス事業の休廃止の申出書</p> <p>福島県内の乗合バス事業を（休止・廃止）したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域</li> <li>2 休止又は廃止の予定日</li> <li>3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間</li> <li>4 休止又は廃止を必要とする理由</li> <li>5 路線図及び参考資料</li> </ol> <p>別紙のとおり</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">(代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">代替輸送サービスの内容変更申出書</p> <p>福島県内で実施している代替輸送サービスの内容を変更したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更しようとする代替輸送サービスの内容</p> <p style="padding-left: 20px;">(現 行)</p> <p style="padding-left: 20px;">(変 更)</p> <p>2 変更の予定日</p> <p>3 変更を必要とする理由</p> <p>4 路線図及び参考資料</p> <p style="padding-left: 20px;">別紙のとおり</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第5号)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">地域公共交通会議の名称 ( 主 宰 者 名 )</p> <p style="text-align: center;">福島県地域公共交通活性化協議会分科会設置の申出書</p> <p>年 月 日付け設置した道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議について、福島県地域公共交通活性化協議会の分科会としたいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 会議の名称</p> <p>2 協議対象地域（市町村名）</p> <p>3 主な協議内容</p> <p>4 庶務担当窓口（市町村担当部課名）</p> <p>5 添付資料</p> <p>(1) 会議録の写し</p> <p>(2) 設置要綱</p> <p>(3) 構成委員名簿</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第6号)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">地域公共交通会議の名称</p> <p style="text-align: center;">( 主 宰 者 名 )</p> <p style="text-align: center;">福島県地域公共交通活性化協議会分科会に係る変更について (報告)</p> <p>このことについて、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更する内容</p> <p>(変更前)</p> <p>(変更後)</p> <p>2 変更日</p> <p>3 変更の理由</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1) 会議録の写し</p> <p>(2) 設置要綱 (改正の場合のみ)</p> <p>(3) 構成委員名簿 (変更の場合のみ)</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第7号)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>地域公共交通会議の名称</p> <p>( 主 宰 者 名 )</p> <p style="text-align: center;">福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">乗合バス路線（事業）の休廃止等の申出について（通知）</p> <p>このことについて、下記のとおり福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第 条第1項の規定に基づく申出がありましたので、同要領第10条第5条の規定により通知します。</p> <p>なお、協議した内容及び結果については、様式第8号により速やかに報告願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申出者</li> <li>2 申出日</li> <li>3 申出の内容</li> <li>4 休廃止又は変更の予定年月日</li> <li>5 申出書の写し及び参考資料</li> </ol> <p>別紙のとおり</p>	

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(様式第8号)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福島県地域公共交通活性化協議会長</p> <p style="text-align: center;">地域公共交通会議の名称 ( 主 宰 者 名 )</p> <p style="text-align: center;">福島県地域公共交通活性化協議会分科会における協議結果について (報告)</p> <p>このことについて、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第7項の規定に基づき、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 会議開催日時及び場所</p> <p>2 協議事項</p> <p>3 協議結果</p> <p>4 添付資料 (各1部)</p> <p>(1) 会議録の写し</p> <p>(2) 出席委員名簿</p> <p>(3) 乗合バス路線の休廃止に関する協議結果の場合は、休廃止予定路線の概況 (路線名、キロ程、休廃止キロ程、休廃止予定日、関係市町村等) 及び路線図</p>	

## 福島県地域公共交通活性化協議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（路線の休廃止の意向の申出）

第2条 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）は、福島県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2第1項の規定に基づく6月前（第6条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前）までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第1号）により協議会の会長へ申し出るものとする。ただし、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止又は廃止しようとする路線
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 当該バス事業者の現況
  - ア 輸送量（過去3年間の実績）
  - イ 経営状況（過去3年間の損益の状況、原価の概要等）
- (2) 協議対象路線の現況
  - ア 輸送量（過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等）
  - イ 運行状況（運行回数、運行時刻の概要等）
  - ウ 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
  - エ 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容

3 バス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、路線廃止の是非、廃止代替措置及び休廃止予定日等について事前協議を行うものとする。

4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及びバス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書（様式第2号）を添付するものとする。

5 バス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(事業の休廃止の意向の申出)

第3条 バス事業者は、福島県内の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法第38条第2項の規定に基づく6月前(第6条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前)までの届出に先だて、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第3号)により協議会の会長へ申し出るものとし、協議会で生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。ただし、道路運送法施行規則第25条第2項で準用する第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の申出について準用する。

(代替輸送サービスの内容を変更する旨の申出)

第4条 代替輸送サービス(協議会の決定に基づき実施している輸送サービスをいう。以下同じ。)を提供している事業者(以下「代替輸送サービス事業者」という。)が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の6月前(第6条第3項に規定する場合にあっては、30日前)に先だて、又は代替輸送サービスを提供している市町村長が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の30日前に先だて、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第4号)により協議会の会長へ申し出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更しようとする代替輸送サービスの内容(新旧の対照を明示すること。)
- (3) 変更の予定日
- (4) 変更を必要とする理由

2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

(1) 協議対象路線の現況

- ア 輸送量(過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)
- イ 運行状況(運行回数、運行時刻の概要等)
- ウ 収支状況(過去3年間の営業収支実績等)

3 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、変更しようとするサービスの内容、変更予定日等の事前協議を行うものとする。

4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及び代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。



- 5 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(地域部会の開催等)

第5条 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項の規定による申出があったとき、又は必要に応じて、地域部会を開催することができる。

- 2 地域部会は、会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により開催することができる。

- 3 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項の規定による申出にかかる路線又は事業が、複数の地域部会に関わるときは、関係する地域部会が合同で開催することができる。

- 4 前3項に基づき開催された地域部会において協議した結果は、協議会の協議結果とすることができる。

- 5 この要領に定めるもののほか、地域部会に関して必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

(関係市町村とバス事業者等で事前協議又は調整が調った場合の地域部会の特例)

第6条 第2条第3項、第3条第2項及び第4条第3項に基づき、関係市町村長とバス事業者又は代替輸送サービス事業者の間で事前協議が調い、協議結果報告書を協議会の会長へ提出したときは、地域部会の会長が事前協議結果の内容を適当であると認めたときは、事前協議結果をもって地域部会の協議結果とすることができる。

- 2 代替輸送サービスを提供している市町村長が、その代替輸送サービスの内容を変更しようとする場合で、第4条第1項の規定に基づく申出の内容について、地域部会の会長が適当であると認めたときは、当該内容をもって、地域部会の協議結果とすることができる。複数市町村が共同運行している場合で、関係市町村間で事前協議が調ったときも同様とする。

- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定に準用する。

(書類の提出等)

第7条 協議会及び地域部会の会長は、会議運営上必要があるときは、各構成員に対して書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 協議会及び地域部会の会長は、関係事業者（代替運行希望事業者を含む。）に対して生活交通の確保に関する協議を進めるうえで必要と認められる情報についての開示及び説明を求めることができる。

(協議結果の尊重等)

第8条 協議会及び地域部会の構成員は、協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項を実施するものとする。

2 協議会及び地域部会において、路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調わない場合には、届出どおりにバス事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げるものではない。

(県境路線の取扱い)

第9条 隣接する県にまたがる県境路線の取扱いについては、福島県生活環境部生活交通課が関係県と調整のうえ、別に定める。

(地域公共交通会議の協議結果の取扱い等)

第10条 要綱第8条第1項の規定により、地域公共交通会議を協議会の分科会にしようとするときは、地域公共交通会議の主宰者は協議会の会長へ申出書(様式第5号)を提出するものとする。

2 前項の申出内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、分科会とした旨を速やかに関係する地域部会の会長へ通知するものとする。

3 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、第1項による申出書の内容に変更があったときは、速やかに協議会の会長へ報告するものとする(様式第6号)。

4 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、速やかに関係する地域部会の会長へ通知するものとする。

5 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項の規定による申出があったときは、速やかに関係する協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者へ様式第7号により通知する。

6 協議会の分科会とされた地域公共交通会議において、路線の休廃止の協議が調ったときは、地域部会において協議が調ったものとみなす。

7 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、その協議が調ったときは、協議会の会長へ報告するものとする(様式第8号)。

8 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、協議会の協議結果とすることができる。

#### 附 則

1 この要領は、令和6年3月21日から施行する。

2 福島県生活交通対策協議会運営要領(平成13年7月13日施行)は、廃止する。

(様式第1号)

年 月 日

福島県地域公共交通活性化協議会長

住 所  
氏名又は名称  
(代表者氏名)

乗合バス路線の休廃止の申出書

福島県内の乗合バス路線を（休止・廃止）したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 休止又は廃止しようとする路線

路線名	起点	主な経由地	終点	キロ程	運行回数	平均乗車 密 度

2 休止又は廃止の予定日

3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間

4 休止又は廃止を必要とする理由

5 路線図及び参考資料  
別紙のとおり

(様式第2号)

乗合バス路線（事業）の休廃止にかかる事前協議結果報告書  
福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第2条第3項の規定に基づき、事前協議  
を行い協議が調いましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 事前協議事項
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 事前協議関係者
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 事前協議の実施日時・場所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 事前協議結果
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 その他（特記事項、参考意見）

年 月 日

市町村長名

事業者の氏名又は名称



(様式第4号)

年 月 日

福島県地域公共交通活性化協議会長

住 所  
氏名又は名称  
(代表者氏名)

代替輸送サービスの内容変更申出書

福島県内で実施している代替輸送サービスの内容を変更したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 変更しようとする代替輸送サービスの内容  
(現 行)

(変 更)

- 2 変更の予定日

- 3 変更を必要とする理由

- 4 路線図及び参考資料  
別紙のとおり



(様式第6号)

年 月 日

福島県地域公共交通活性化協議会長

地域公共交通会議の名称  
( 主 宰 者 名 )

福島県地域公共交通活性化協議会分科会に係る変更について (報告)

このことについて、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 変更する内容  
(変更前)

(変更後)

2 変更日

3 変更の理由

4 添付資料

- (1) 会議録の写し
- (2) 設置要綱 (改正の場合のみ)
- (3) 構成委員名簿 (変更の場合のみ)







福島県地域公共交通活性化協議会 事務局規程 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>9</u>条第3項の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 }            ~ } (略)            (その他)            第7条 }</p> <p>附 則            (略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規程は、令和6年3月21日から施行する。</u></p> <p>別表（第6条関係）            (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>8</u>条第3項の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 }            ~ } (略)            (その他)            第7条 }</p> <p>附 則            (略)</p> <p>別表（第6条関係）            (略)</p>

## 福島県地域公共交通活性化協議会 事務局規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第9条第3項の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の運営に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### （職員）

第3条 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

- 2 事務局長は、福島県生活環境部生活交通課副課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、福島県生活環境部生活交通課職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を掌理し事務局職員を指揮監督する。

### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前項各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配付、編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項については、福島県の例により行うものとする。

### （公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、福島県の例により行うものとする。

### （その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸法 (単位：mm)	用 途	
福島県地域公共交通活性化協議 会長印	<table border="1"><tr><td>福 島 県 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 長 印</td></tr></table>	福 島 県 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 長 印	古印体	縦24×横24	会長名をもって 発出及び契約す る文書
福 島 県 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 長 印					

個 数	管 理 者
1	会長

福島県地域公共交通活性化協議会 財務規程 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)                      第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>10</u>条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(予算)                      第2条 }                      ~ } (略)                      (委任)                      第10条 }</p> <p>附 則                      (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年3月21日から施行する。</u></p> <p>別表1（第4条関係）                      (略)</p> <p>別表2（第4条関係）                      (略)</p>	<p>(趣旨)                      第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>9</u>条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(予算)                      第2条 }                      ~ } (略)                      (委任)                      第10条 }</p> <p>附 則                      (略)</p> <p>別表1（第4条関係）                      (略)</p> <p>別表2（第4条関係）                      (略)</p>

## 福島県地域公共交通活性化協議会 財務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （予算）

第2条 協議会の予算は、補助金、負担金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、予算の補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

### （予算の区分）

第4条 歳入の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める項又は目以外の項又は目を定めることができる。

### （予算の流用及び予備費の充当）

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、当該流用又は充当した年度の末日までに、協議会にその旨を報告しなければならない。

### （出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、事務局が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### （協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を行う。

### （収入及び支出の手続き）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、福島県の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

別表1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費



福島県地域公共交通活性化協議会 委員の報酬及び費用弁償に関する規程 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)                      第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>10</u>条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)                      第2条 }                      ~ } (略)                      (委任)                      第4条 }</p> <p>附 則                      (略)  <u>附 則</u>  <u>1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。</u>  <u>2 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する地域部会にも適用する。</u></p>	<p>(趣旨)                      第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>9</u>条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)                      第2条 }                      ~ } (略)                      (委任)                      第4条 }</p> <p>附 則                      (略)</p>

## 福島県地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### （報酬）

第2条 委員が協議会に出席したときは、報酬を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 前号に定めるもののほか、申し出があった委員

2 前項の規定により支給する報酬の額は、福島県の例によるものとする。

### （費用弁償）

第3条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 前号に定めるもののほか、申し出があった委員

2 前項の規定により支給する旅費の額は、福島県の例によるものとする。

### （委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細則は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第1項及び同条第2項の規定に基づき設置する地域部会にも適用する。

### 附 則

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する地域部会にも適用する。